平成２７年（フ）第１６号
佐賀県唐津市和多田西山12番62号　第２峰ビル202号
債務者　苣木眞智子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第２５号
佐賀県唐津市鏡2850番地10
債務者　小林　駿一
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第４１号
福島県須賀川市崩免27番地　セゾン寿102号
債務者　合佐毘正伸
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第２５２号
神戸市東灘区住吉本町１丁目10番４号　ファーストアベニュー1001号、従前の住所神戸市東灘区森南町２丁目１番17号　コムーネ東灘104号
債務者　神田　成美
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３１５号
神戸市中央区北長狭通７丁目２番４－205号
債務者　大田　佳美
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４９号
神戸市東灘区甲南町３丁目２番20－406号、従前の住所神戸市東灘区岡本１丁目14番23－103号ダイドーメゾン岡本駅前
債務者　黒崎　逸郎
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１１号
北九州市戸畑区椎ノ木町10番３－301号
債務者　平岡　裕子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成27年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第６４号
広島県福山市木之庄町２丁目13番15号　103
債務者　近江　千秋
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第６７号
広島県福山市瀬戸町大字長和1130番地　３－12
債務者　田村　　健
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第７０号
広島県福山市曙町５丁目21番38－３号
債務者　白川禮子こと　崔　　禮子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第７９号
広島県福山市川口町５丁目18番32号　いわべハイツＡ102
債務者　田辺　敏幸
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第８５号
青森市千刈１丁目11番21号
債務者　伊藤　静香
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５０号
青森県弘前市大字土堂字長瀬80番地１
債務者　山内　育代
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１６１号
愛知県愛西市大井町浦田面718番地、従前の住所岐阜県海津市南濃町境97番地20
債務者　安田　浩志
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６２号
愛知県愛西市大井町浦田面718番地、従前の住所岐阜県海津市南濃町境97番地20
債務者　安田美由紀
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３０６号
奈良県奈良市川上町583番地の１
債務者　南田　里江
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４３８号
名古屋市名東区香坂1205番地　酒井ハイツ102号
債務者　菱山田鶴子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部